

令和7年11月北河内4市リサイクル 施設組合議会定例会会議録

令和7年11月19日（水）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

令和7年11月19日（水）午後2時開会
令和7年11月北河内4市リサイクル施設組合議会定例会

日 程	事件番号	事 件 名	備 考
1	—	議席の指定	
2	—	会期の決定	
3	議 案 第 7 号	監査委員の選任	
4	議 案 第 8 号	北河内4市リサイクル施設組合職員の育児 休業等に関する条例の一部改正	
5	議 案 第 9 号	令和7年度北河内4市リサイクル施設組合 補正予算（第1号）	
6	認 定 第 1 号	令和6年度北河内4市リサイクル施設組合 歳入歳出決算認定	
7	—	一般質問	

令和7年11月北河内4市リサイクル施設組合議会定例会会議録

1. 開 会 令和7年11月19日 午後2時

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (12名)

(議 席)	1 番	漆原 周義 (枚方市議会)
	2 番	堤 幸子 (〃)
	3 番	大津 真沙樹 (〃)
	4 番	高野 寿陛 (〃)
	5 番	一原 明美 (〃)
	6 番	古田 尚央 (寝屋川市議会)
	8 番	北川 健治 (〃)
	9 番	中林 和江 (〃)
	10 番	森本 勉 (四條畷市議会)
	11 番	大原 芳剛 (〃)
	12 番	黒田 実 (交野市議会)
	13 番	岡田 智里 (〃)

1. 欠席議員 (1名)

7番 村上 順一 (寝屋川市議会)

1. 地方自治法第121条による出席者

管理者	広瀬 慶輔 (寝屋川市長)
副管理者	伏見 隆 (枚方市長)
副管理者	錢谷 翔 (四條畷市長)
副管理者	山本 景 (交野市長)
会計管理者	畠中 克仁 (寝屋川市会計管理者)
事務局長	出野 純一 (兼務)
課長	殿山 泰央 (兼務)
課長代理	森 英雄 (兼務)
	高田 哲治 (兼務)

1. 同席者

関係構成 4 市

(寝屋川市) 環境部長	谷 口 卓 也
環境総務課長	村 川 和 志
(枚方市) 環境部長	兼 瀬 和 海
循環型社会推進課長	林 清 治
(四條畷市) 市民生活部長	笹 田 耕 司
次長兼生活環境課長	杉 本 一 也
(交野市) 環境部長	濱 中 嘉 之

1. 出席事務職員

書記長	出 野 純 一 (兼 務)
書記	柳 谷 武 志
書記	殿 山 泰 央 (兼 務)
書記	森 英 雄 (兼 務)
書記	高 田 哲 治 (兼 務)

令和7年11月北河内4市リサイクル施設組合議会定例会会議録目次

(令和7年11月19日)

出席状況の報告	1
高野寿陛議長の開会・開議宣言（午後2時01分）	1
広瀬慶輔管理者の開会の挨拶	1
会議録署名議員指定（中林和江議員と森本勉議員）	2
議席の指定	2
会期の決定	2
諸般の報告	
（令和7年7月14日から令和7年11月18日までの諸会議の報告）	2
議案第7号 監査委員の選任	2
（黒田実議員退場）	
広瀬慶輔管理者の提案理由説明	2
議案第7号採決	3
（黒田実議員入場）	
議案第8号 北河内4市リサイクル施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正	3
殿山泰央課長の提案理由説明	3
議案第8号採決	5
議案第9号 令和7年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第1号）	5
森英雄課長代理の提案理由説明	5
議案第9号採決	7
認定第1号 令和6年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定	7
森英雄課長代理の提案理由説明	7
9番 中林和江議員の質疑	10
1 リサイクル施設費 運転管理等業務委託について	
2 ペットボトルのふたとラベルの取り外しについて	
3 本組合施設の職員の構成について	

出野純一事務局長の答弁	1 1
中林和江議員の再質問	1 2
9番 中林和江議員の反対討論	1 3
認定第1号採決	1 3
一般質問	1 3
2番 堤幸子議員の一般質問	1 4
1 災害時の対応について	
職員の参集状況と支援体制について	
2 ゴミ分別方法の周知について	
各市での取り組みと外国人などへの対応について	
出野純一事務局長の答弁	1 4
堤幸子議員の再質問	1 5
出野純一事務局長の答弁	1 6
堤幸子議員の再々質問	1 7
広瀬慶輔管理者のお礼の挨拶	1 8
高野寿陛議長の閉会の挨拶	1 8

閉会（午後2時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名

付議事件結果一覧表

○議長（高野寿陸君） 本日は、何かとご多忙の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ち、書記長から委員の出席状況を報告させます。

出野書記長。

○書記長（出野純一君） 本日の会議のただいまの出席議員は12名でございます。

なお、村上議員から欠席される旨、届出をいただいております。

以上で報告を終わります。

（午後2時01分開会・開議）

○議長（高野寿陸君） ただいま報告しましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから、令和7年11月北河内4市リサイクル施設組合議会定例会を開会します。

開会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。
広瀬管理者。

○管理者（広瀬慶輔君） 本日、令和7年11月北河内4市リサイクル施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

当リサイクルプラザが効率的な施設の運転管理に努め、こうして施設を安定的に稼働できておりますのも、議員各位をはじめ市民の皆様方の分別収集へのご理解、ご協力のたまものであると存じ、心からお礼を申し上げます。

引き続き、リサイクルプラザの操業に当たりましては、構成4市及び関係者の皆様と連携を図りながら、安全・安心を第一に円滑な管理運営に取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、ご理解とご協力ををお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、本日提案させていただきます案件は、監査委員の選任1件、条例案件が北河内4市リサイクル施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正1件、令和7年度補正予算1件、令和6年度決算認定1件の、合計4件でございます。

案件の内容につきましては、上程の際、ご説明を申し上げますので、議員各位におかれましては慎重にご審議をいただき、ご協賛賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高野寿陛君） 次に、本定例会の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、中林和江議員と森本勉議員の2名を指名します。

○議長（高野寿陛君） 日程第1、「議席の指定」を行います。

組合議会議席図を事務局職員に配付させます。

暫時休憩します。

（午後2時03分休憩）

（午後2時04分再開）

○議長（高野寿陛君） 再開いたします。

ただいま配付いたしました議席図のとおり、新たに組合議会議員となられた交野市派遣議員の黒田実議員に12番の議席を、岡田智里議員に13番の議席を指定します。

○議長（高野寿陛君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高野寿陛君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

○議長（高野寿陛君） この際、諸般の報告をします。

令和7年7月14日から令和7年11月18日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりです。ご了承いただきますよう、お願ひいたします。

○議長（高野寿陛君） 日程第3、議案第7号「監査委員の選任」を議題とします。

なお、本件は地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により、黒田実議員が除斥となります。

○議長（高野寿陛君） 管理者から提案理由の説明を求めます。

広瀬管理者。

○管理者（広瀬慶輔君） 議案第7号「監査委員の選任」について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書1ページをご覧いただきたいと存じます。

北河内4市リサイクル施設組合の議員選出の監査委員、黒田実議員が令和7年9月

2日をもって退任をされました。後任の監査委員として黒田実議員を選任をいたしたく、ご提案申し上げる次第でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ、慎重にご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（高野寿陛君） 本件については、質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。

本件は、原案に対し同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高野寿陛君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案に対し同意することに決しました。

黒田実議員の除斥を解きます。

○議長（高野寿陛君） 日程第4、議案第8号「北河内4市リサイクル施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」を議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

殿山課長。

○課長（殿山泰央君） 議案第8号、北河内4市リサイクル施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開き願いたいと存じます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業に係る規定の整備を行うため、北河内4市リサイクル施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、条例案の要旨につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の3ページ及び参考資料の1ページをお開き願います。

第2条の改正は、育児休業法の改正に伴う文言整理でございます。

第15条の改正は、部分休業の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から「1日につき定められた勤務時間」に関する規定を削除するものでございます。

第16条の改正は、現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」で請求する部分休業を「第1号部分休業」とし、正規の勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止するものでございます。

第17条の改正は、新たに措置された「1年につき条例で定める時間を超えない範囲

内」で請求する部分休業を「第2号部分休業」とし、職員が第2号部分休業を請求した場合にあっては、1時間を単位として承認するものでございます。

第18条の改正は、部分休業の請求を申し出る単位期間（1年の期間）について、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とするものでございます。

第19条の改正は、職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限は、77時間30分とするものでございます。

第20条の改正は、職員が部分休業の請求パターンの申出の内容を変更することができる特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこととその他の申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める場合とするものでございます。

第21条の改正は、部分休業の取消事由を「特別の事情が生じたことにより、職員が部分休業の申出の内容を変更したとき」とするものでございます。

第22条の改正は、管理者は、職員又はその配偶者が妊娠し又は出産したこと等を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこととするものでございます。

第23条の改正は、管理者は、育児休業の承認請求が円滑に行われるようするため、育児休業に係る研修の実施等、勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないこととするものでございます。

附則といたしまして、施行期日を令和7年12月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第8号「北河内4市リサイクル施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」の提案理由の説明でございます。

よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野寿陛君） これから質疑に入ります。

なお、会議規則により、質疑の回数は3回を超えることができません。

また、質疑は議題外に及ぶことのないように、念のためお知らせをします。

これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高野寿陛君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高野寿陛君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高野寿陛君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野寿陛君） 日程第5、議案第9号「令和7年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第1号）」を議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

森課長代理。

○課長代理（森英雄君） ただいまご上程いただきました議案第9号、令和7年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の「補正予算書」の1ページをお開き願います。

令和7年度北河内4市リサイクル施設組合の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 第1項 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,214万4,000円と定める。

第2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

それでは以下、内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。

4款 諸収入、2項 雑入、1目 雑入、補正額69万3,000円につきましては、再商品化合理化拠出金収入でございます。

参考資料の 8 ページをお開き願います。

「再商品化合理化拠出金制度」につきましては、平成18年公布の改正容器包装リサイクル法に新設されました「市町村に対する金銭の支払」条項により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から支払われたものでございまして、事業者や市町村、消費者が連携し、社会全体としてリサイクルの合理化・効率化に取り組むという考えに基づき、効率化が図られた場合、その成果を事業者から市町村へ拠出するという仕組みでございます。

令和 6 年度再商品化合理化拠出金の全国の総額につきましては、（3）に記載しておりますとおり、ペットボトルで 2 億 5,443 万 9,600 円、プラスチック製容器包装で 0 円でございます。

参考資料の 7 ページにお戻り願います。

北河内 4 市リサイクル施設組合への配分額につきましては、上段の表に記載しておりますとおり、合計 69 万 2,165 円でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書に戻りまして、8 ページ、9 ページをお開き願います。

3 款 衛生費、1 項 清掃費、1 目 リサイクル施設費、補正額 69 万 3,000 円につきましては、再商品化合理化拠出金分配金でございまして、再商品化合理化拠出金収入を組合規約による負担割合に基づき、構成 4 市へ分配するものでございます。

内訳といたしましては、枚方市が 34 万 2,833 円、寝屋川市が 20 万 8,724 円、四條畷市が 6 万 1,315 円、交野市が 7 万 9,293 円でございます。

恐れ入りますが、3 ページにお戻り願います。

「第 2 表 債務負担行為」について、ご説明申し上げます。

「新地方公会計財務書類等作成業務委託」は、令和 7 年度から令和 12 年度に限度額 165 万円の範囲内で債務を負担するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野寿陛君） これから質疑に入ります。

なお、会議規則により、質疑の回数は 3 回を超えることができません。

また、質疑は議題外に及ぶことのないように、念のためお知らせします。

これから質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高野寿陛君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高野寿陛君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高野寿陛君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野寿陛君） 日程第6、認定第1号「令和6年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定」を議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

森課長代理。

○課長代理（森英雄君） ただいまご上程いただきました認定第1号、令和6年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の6ページをお開き願います。

本決算認定は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定するものでございます。

それでは、お手元の「令和6年度歳入歳出決算書」に基づきまして、順次説明をさせていただきます。

22ページをご覧ください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は、3億7,352万円。歳出総額は、3億3,991万2,000円。歳入歳出差引額は、3,360万8,000円でございます。

翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、3,360万8,000円の黒字となっております。

続きまして、7ページ以降の「歳入歳出決算事項別明細書」により、主な決算内容につきましてご説明申し上げます。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございますが、1款 分担金及び負担金の収入済額は、3億243万4,610円。

内容といたしましては、構成4市からの負担金として、枚方市負担金1億3,595万3,520円、寝屋川市負担金8,843万9,110円、四條畷市負担金3,594万7,209円、交野市負担金4,209万4,771円でございます。

10ページ、11ページに移りまして、2款 使用料及び手数料につきましては、収入はございません。

3款 財産収入につきましては、収入はございません。

4款 諸収入の収入済額は、4,283万5,490円で、内訳といたしましては1項 組合預金利子、1目 組合預金利子が50円、2項 雑入、1目 雑入は4,283万5,540円で、ペットボトル有償入札拠出金収入3,916万9,615円、再商品化合理化拠出金収入65万1,684円、自動販売機設置に係る光熱水費16万1,603円、自動車損害共済基金分担金返戻金1万959円、建物総合損害共済災害共済金284万1,579円でございます。

12ページ、13ページに移りまして、5款 繰越金の収入済額は2,824万9,834円で、前年度繰越金でございます。

以上、最下段の歳入合計の収入済額は、3億7,351万9,934円でございます。

次に、歳出につきまして、ご説明いたします。

14ページ、15ページをご覧ください。

1款 議会費は、予算現額230万2,000円に対しまして、支出済額は208万4,936円で、主な内容といたしましては、議員報酬192万9,636円、会議録作成に伴う筆耕翻訳料4万6,200円、組合議員行政視察に伴うマイクロバス使用料及び組合議会に伴う有料駐車場代に係る使用料9万3,890円などでございます。

2款 総務費は、予算現額6,706万8,000円に対しまして、支出済額は6,333万8,402円でございます。

1項 総務管理費のうち、1目 一般管理費の支出済額は6,313万4,403円で、主な内容といたしましては、1節 報酬は74万9,999円で、特別職報酬及び委員報酬でございます。

16ページ、17ページに移りまして、11節 需用費は175万8,765円で、ペットボトルリサイクル定規などの一般消耗品費71万975円、管理棟外壁補修などの修繕料94万8,321円でございます。

12節 役務費は43万6,372円で、電話料27万754円などでございます。

13節 委託料は754万7,760円で、施設総合管理委託618万2,000円、例規システムの構築及び運用業務委託78万1,000円などでございます。

14節 使用料及び賃借料は121万5,646円で、電子複写機使用料35万7,646円、ホームページCMS保守85万8,000円でございます。

18節 備品購入費は116万8,940円で、車輌購入費115万2,000円及び図書購入費1万6,940円でございます。

19節 負担金、補助及び交付金は5,024万2,721円で、派遣職員人件費負担金5,023万2,721円などでございます。

2目 公平委員会費につきましては、支出はございません。

18ページ、19ページに移りまして、2項 監査委員費、1目 監査委員費は、予算現額22万9,000円に対し、支出済額は20万3,999円で、全額、監査委員報酬でございます。

3款 衛生費は、予算現額3億441万1,000円に対しまして、支出済額は2億7,448万8,408円でございます。

主な内容といたしましては、1項 清掃費、1目 リサイクル施設費の11節 需用費は7,191万4,423円で、成型品梱包袋、活性炭などの一般消耗品費2,676万6,193円、光熱水費1,974万3,604円、長寿命化計画に基づく修繕などの修繕料2,527万5,591円などでございます。

12節 役務費は65万7,251円で、特殊車両特定自主検査などの手数料17万7,100円、建物総合損害共済基金分担金などの保険料41万5,151円などでございます。

13節 委託料は1億9,873万1,650円で、運転管理等業務委託1億8,500万9,779円、分別基準適合物再商品化委託622万4,271円、環境調査委託365万2,000円、リサイクルプラザ定期点検委託380万6,000円などでございます。

18節 備品購入費は252万8,900円で、ペットボトルキャップ外し機購入の応用器具費33万6,600円、フォークリフト購入の車輌購入費219万2,300円でございます。

19節 負担金、補助及び交付金は65万6,184円で、甲種防火管理者新規講習受講料の負担金4,500円、再商品化合理化拠出金分配金の交付金65万1,684円でございます。

20ページ、21ページに移りまして、4款 予備費につきましては、予算現額が1,000万円、支出済額が0円でございます。

以上、最下段の歳出合計の支出済額は、3億3,991万1,746円でございます。

続きまして、23ページ以降の財産に関する調書につきまして、ご説明いたします。

24ページをご覧ください。

1の公有財産につきましては、土地・建物とともに、令和6年度中の増減はございま

せん。

また、2の物品につきましては、令和6年度中にフォークリフト1台の増加がありますが、更新によるものでございます。

次に、お手元の「令和6年度決算審査意見書」1ページをご覧ください。

監査委員から、「4 審査の結果」のとおり、「歳入歳出決算書等の計数については正確であり、予算の執行についてもおおむね適正であると認められた。」という審査結果をいただいております。

また、7ページの「6 意見」につきましては、「設備機器等の耐用年数を考慮した計画的な修繕」、「受託業者への指導・監督」、「良好なベール品質の確保」、「市民への啓発、積極的な情報発信」についての4点の項目で、意見を監査委員からいただいております。

以上、簡単ではございますが、令和6年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

添付しております、決算に関する主要な施策の成果も併せてご参考賜りましてご審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高野寿陛君） これから質疑に入ります。

なお、会議規則により、質疑の回数は3回を超えることができません。

また、質疑は議題外に及ぶことのないように、念のためお知らせします。

まず、通告に従い、中林議員の質疑を許可します。

中林議員。

○9番（中林和江君） 寝屋川市の中林和江です。

2024年度決算で、3点お聞きします。

第1に、リサイクル施設費 運転管理等業務委託についてです。

2008年2月、本格稼働した本組合施設は、この間、6回の運転管理業務委託の更新を行ってきましたが、そのたびに委託金額は異なるものの、同じ事業者への委託となっています。総合評価方式の制限付一般競争入札という形式によって、同じ事業者が委託できるようになっているのではないのか、お聞きします。

第2に、ペットボトルのふたとラベルの取り外しについてです。

本施設で、構成4市から収集したペットボトルについて、ふたとラベルが外されていない割合と、ふたとラベルを取り外す手選別作業に3人から4人の作業員が作業されているとのことですが、1日平均の総時間数と人件費についてお聞きします。

あわせて、今年2月に視察した豊中市伊丹市クリーンランドにおいては、収集したペットボトルについて、ふたとラベルが約9割が外されているとのことでした。4市での収集における約3割しか外されていないこととの違いについて、どのように分析されているのか、お聞きします。

第3に、本組合施設の職員の構成についてです。

4市からの派遣職員については、6人中、以前は寝屋川市から4人が派遣されていましたが、現在でも半数の3人が寝屋川市から派遣されています。派遣人数の割合については、寝屋川市が半数を担っているのはなぜなのか、お聞きします。あわせて、今後については、例えば、リサイクル処理費用の4市の分担率を参考に見直すについての見解をお聞きします。

以上です。

○議長（高野寿陛君） 理事者から答弁を求めます。

出野事務局長。

○事務局長（出野純一君） 中林議員のご質問に、順次お答えいたします。

まず、リサイクル施設費　運転管理等業務委託につきましては、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価制限付一般競争入札は、価格評価、業務実績等の技術評価及び地域貢献等の社会的評価を行い、契約の相手方を決定するものであり、運転管理等業務委託のように、専門性が問われる長期契約に適正な履行を担保するために、適切であると考えております。また、これまでも、業者選定の際には、応札者が2者以上となるよう、その都度、評価基準等の見直しを行っており、引き続き、外部委員や業者の意見も聞きながら、さらなる競争環境の確保に努めてまいります。

次に、ペットボトルのふたとラベルの取り外しにつきましては、当該作業は、委託しております運転管理等業務のうち、手選別作業が主となる工程の一部であるため、その作業にかかる時間及び人件費の算出はしておりません。仮に、ふた等の除去にかかる平均処理時間に総処理量を掛けて試算することは可能ですが、委託料として行政が負担するか、市民にお願いし市民の負担とするかについては、バランス等を総合的に勘案し、検討していく必要があると考えております。

また、豊中市伊丹市クリーンランドとの違いにつきましては、豊中市ではスーパー等における拠点回収が基本であり、ご家庭での収集はペットボトルのみを4週に1回回収するなど、収集方法や頻度などの違いが影響しているのではないかと考えて

おりますが、本組合といたしましても、引き続き、施設見学の際の周知活動や、構成4市への周知依頼などを通じ、ふたとラベルを外すことを推進してまいりたいと考えております。

次に、本組合施設の職員の構成につきましては、本組合設立当時、構成4市で協議した結果、寝屋川市4人、枚方市・交野市それぞれ1人の計6人で発足し、平成24年度に、構成各市から1人は派遣すべきとのご指摘を踏まえ、協議を行った結果、現在の寝屋川市3人、枚方市・四條畷市・交野市それぞれ1人ずつ、計6人となつたものでございます。

また、派遣職員の構成割合については、組合発足当時、派遣職員に限らず、様々な議論の中で決められたものであると認識しております。

以上でございます。

○議長（高野寿陛君） 中林議員。

○9番（中林和江君） 2回目は、意見とします。

まず、運転管理等業務委託についてです。

総合評価方式の制限付一般競争入札での地域貢献等の社会的評価点、これは従業員等の4市地域内からの雇用実態が評価されるということで、結果、現在と同じ事業者が受託される仕組みになっているなと考えます。

次に、ペットボトルのふたとラベルが外されていない問題についてです。

ペットボトルのふたとラベルが3割しか外されていない本組合施設と、9割が外されている豊中市伊丹市との比較で、違いが明らかなのは回収の仕方です。豊中市伊丹市のように、主に拠点回収でペットボトルを単独で収集することによって、寝屋川市のように雑多なプラごみと一緒にごみ袋で収集することとは違い、ふたやラベルを外すことへの市民の意識が高まるということだと考えます。やはり、ペットボトルだけを別収集できる仕組みにすることで、この問題は改善が図れるということを申し上げておきます。

最後に、本組合施設の職員の構成についてです。

組合施設設立当時、職員は6人中4人が寝屋川市からの派遣職員だったことや、現在でも職員の半数3人が寝屋川市からの派遣であることについては、そもそもの問題があると考えます。この事業をスタートさせる際に、既に稼働していた道路向かいの民間施設で、住環境と健康被害を心配する近隣住民が反対していた材料リサイクルを行なうことが前提で、この事業がスタートしたということでした。しかし、稼働して16

年になりますので、処理費用の負担金の割合など他の4市との案分調整を図るべきだと申し上げておきます。

以上です。

○議長（高野寿陛君） これにて、中林議員の質疑を終結します。

他に、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高野寿陛君） これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

中林議員。

○9番（中林和江君） 日本共産党を代表して、2024年度決算について反対の立場で討論します。

本組合施設は、この間、6回の運転管理業務委託の更新を図ってきましたが、そのたびに委託料こそ金額も異なっているものの、同じ事業者に委託となっています。改めて入札参加要件に課題がないのかなど、見直しの検討を求めます。

また、ペットボトルの収集の仕方において、ふたとラベルが外されていないことについて、ここ数年、改善が見られないことからも、ペットボトルの収集方法を見直す必要があると考えます。

また、稼働して16年も経過する中において、あらゆる負担については4市が公平に負担するべきだと考えます。

以上の点から、決算に賛成できないことを申し上げます。

○議長（高野寿陛君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高野寿陛君） これをもって討論を終結します。

これから、認定第1号を起立により採決します。

本件は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高野寿陛君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

○議長（高野寿陛君） 日程第7、「一般質問」を行います。

なお、質問者の質問時間には15分以内という時間制限の申合せがあります。

また、再質問は2回までですので、念のためにお知らせをします。

ただいまから、堤議員の質問を許可します。

堤議員。

○2番（堤 幸子君） 　　こんにちは。枚方市の堤でございます。よろしくお願ひいたします。

質問通告に従って質問させていただきます。

最初は1、災害時の対応についてです。

能登半島で起きた地震や気候変動による大雨被害など、災害はいつ起こるか分からぬ状況です。

北河内4市リサイクル施設では、職員の収集や情報の収集、避難の方法など災害時の対応についてどのようにになっているのかお伺いします。

2つ目、ごみ分別方法の周知についてです。

本施設に搬入される廃プラ及びペットボトルに、異物が混入されていたことによって火災が起こるといった事故が起きています。こうしたことを防ぐには、市民への分別方法の周知と協力が必要です。

構成4市に対して、どのような働きかけを行っているのかお伺いします。

また、リサイクルされずに各市で処分することとなる残渣の量はどのくらいか。発火の原因となりかねないごみの量はどのくらいか、令和5年度、6年度それぞれお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（高野寿陛君） 理事者の答弁を求めます。

出野事務局長。

○事務局長（出野純一君） 堤議員のご質問に、順次お答えいたします。

まず、災害時の対応につきましては、本組合及び委託事業者の危機管理対応マニュアルに基づき、火災、自然災害、事故などのあらゆる危機に対して、的確かつ迅速に対応してまいります。

また、施設の破損などにより受入れが困難となった場合は、一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定書に基づき、速やかに協定市に支援を求めてまいります。

次に、ごみ分別方法の周知につきましては、構成4市の広報誌に分別協力の記事を掲載いただくよう毎年依頼しているほか、構成市より搬入されてくるごみの中に大きな金属片等の異物混入が確認された場合は、その都度、構成4市の広報誌への掲

載等について改めて依頼をしております。

また、リサイクルされずに各市で処分することとなる残渣量につきましては、令和6年度の実績で、ごみの搬入量の総量が1万127.43トンに対して、残渣の総量が274.29トン、全体の約2.7%でございました。令和5年度の実績は、ごみの搬入量の総量が1万521.64トンに対して、残渣の総量が361.45トン、全体の約3.4%でございましたので、減少傾向となっております。

また、発火の原因となりかねないごみにつきましては、令和6年度の実績で、ライターが1,395個、スプレー類が6,213個、小型充電式電池が843個でございました。令和5年度の実績は、ライターが1,652個、スプレーが6,383個、小型充電式電池が666個でしたので、ライター及びスプレーは減少しているものの、小型充電式電池は増加している状況でございます。

以上でございます。

○議長（高野寿陛君）　　堤議員。

○2番（堤　幸子君）　　どうもありがとうございます。

それでは、2回目の質問と要望をさせていただきます。

最初の災害時の対応については、要望させていただきます。

あらゆる危機に対して、的確かつ迅速に対応していくことですが、災害時に作業員の方などをどう避難させるのか、また見学に来ている児童がいるときにはどうするのかなど、しっかり押さえておく必要があると思います。避難経路の確認やヘルメットの常備など、それぞれの市役所からも離れてはいますので、施設独自での準備も必要です。この点も確認をお願いいたします。

また、ごみの受入れが困難になったときには、相互支援協定書に基づき支援を求めていくことです。この協定書は平成20年に作成されたもので、大阪府ごみ処理広域化計画に基づく東大阪ブロック各地などとあります。

令和元年8月に新たに策定された大阪府のごみ処理広域化計画に、広域ブロックの基本的な考え方として、大阪府は都道府県の中では面積の小さい区域に人口が集中しており、また道路交通網の整備も進んでいることから、地勢的に区域を区割りする合理性は乏しくなっている。このような状況を踏まえると、府域をあらかじめ区割りすることが広域化・集約化に向けた検討及び協議において必ずしも有効であるとは考えられない。場合によっては、広域ブロックの設定がかえって支障となることも想定される。以上のことから、本計画においては旧計画の広域ブロックを統合し、大阪府全

域を1ブロックとして、その時々における市町村の意向を最優先に柔軟に広域化・集約化を推進するものとする、となっています。

その後、支援協定書は平成20年に作成され、その後、2年ごとに継続されているものですが、枚方には京田辺の焼却場も新たにできます。広域での支援体制についてなど、この機会に現状に合ったものになっているか検討を要望いたします。

次に、2. ごみ分別方法の周知については、要望と質問をさせていただきます。

小型充電式電池は、令和5年度より増加しているとのことです。近年、モバイルバッテリーなどリチウムイオンバッテリーの使用製品の普及に伴い、不燃ごみやプラスチックごみとして捨てられたものにより、ごみ収集車やごみ処理施設での火災事故が多発し、多額の修繕費用が必要となったり、ごみ処理の受入れが滞ったりと市民生活に支障を来す事態が生じています。

独立行政法人製品評価技術基盤機構がインターネットなどから収集した情報では、ごみに混入したリチウムイオンバッテリーなどの発火などによる被害額は、2018年度から2021年度の4年間でもおよそ111億円にも達するとされています。こうした使用製品は、押し潰したり破断したりすると発火し、火災につながる恐れがあります。

使用製品の誤った捨て方で事故が起きることを理解するとともに、正しく捨てることでごみ捨て火災を防ぐことが、安心して市民生活を送るためにも必要です。各市の周知はもちろんですが、火災になると重大なことになりかねないため、4市リサイクルの、この施設のホームページにも、ぜひ注意喚起を載せていただきたいと思います。

ここで、2回目の質問をさせていただきます。

今のご答弁ですと、残渣の量が減ってきているとのことです。人口が減ってきてるので、そのせいかもしれません、各市での周知が定着もしてきているのだと思います。

近年では、外国の方もお住まいのところが増えてきていると思いますが、外国の方へのごみの分別方法の周知についてはどのようにされているのか。また、分別についての学習も大事だと思いますが、見学の状況はどうなっているのか。あわせて、教育現場への働きかけは行っているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（高野寿陛君）　　出野事務局長。

○事務局長（出野純一君）　　堤議員の2回目のご質問にお答えいたします。

廃プラ及びペットボトルの分別における外国人への対応につきましては、本組合は

直接収集を行っていないため、本組合から直接外国人に対し、分別についての周知を行うことはございませんが、構成4市におきまして、外国人向けのごみ分別マニュアルやホームページの多言語表記などで周知されていると聞いております。

また、見学の状況につきましては、令和6年度の施設見学者数は1,428人でございました。

また、教育現場への働きかけにつきましては、子ども向けのパンフレットを施設見学に来られた小学生に配布しているほか、構成4市の小学校4年生全員に対し、再生プラスチックを利用した定規を配布するなど、教育現場を通じ、リサイクルについて意識を持っていただくよう取組を進めております。

以上でございます。

○議長（高野寿陛君） 堤議員。

○2番（堤 幸子君） ありがとうございます。

最後に要望させていただきます。

それぞれの市で周知の方法は違っているようです。パンフレットの配布が多いようですが、できればスマホからすぐ、手元にあるスマホからすぐ見られるように、ホームページで調べられるようにしていただきたいと思いますし、様々な言語に対応できる分かりやすい周知をお願いいたします。

ホームページを見させていただきましたら、寝屋川市さんのところでこの言語対応をされている情報がありましたが、なかなか大変だとは思いますが、ほかの市でもぜひいろんな言語に対応できるようにお願いしたいと思います。

決算の中にもありましたけれども、ペットボトルのふたを外す機械を導入され約30万円となっていました。本来、この分別をきちんとしていただければ必要のない費用だと思いますので、ごみの正しい出し方の周知はぜひ引き続きお願いいたします。

また、あわせて高齢者の方や障害のある方には、文字が小さいと見えにくかったり、文章の説明では難しかったりもしますので、こうした方にも分かりやすいように大きな文字での表示や、見て分かりやすい絵での表現なども十分活用していただいて、周知に努めていただきたいと要望して質問を終わります。

以上です。

○議長（高野寿陛君） これにて、堤議員の一般質問を終結します。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て議了しました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これを受けます。

広瀬管理者。

○管理者（広瀬慶輔君） 令和7年11月北河内4市リサイクル施設組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日ご提案申し上げました4件の案件につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおりにご同意、ご承認を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

今後とも、議員各位におかれましては、北河内4市リサイクル施設組合の事務推進のため、なお一層のご指導、ごべんたつを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今年の夏は大変な猛暑でありましたが、近頃は急に肌寒くなってきております。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意をされ、なお一層ご活躍をいただきますよう、ご祈念を申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（高野寿陸君） それでは、閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、無事、令和7年11月定例会の全ての日程を終えることができました。議員の皆さん、理事者の皆さん及び全ての関係者の皆さんのご協力に心からお礼を申し上げます。

皆様におかれましては、健康にご留意され、なお一層のご活躍をいただきますようお祈りを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、令和7年11月北河内4市リサイクル施設組合議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

（午後2時55分　閉会）

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 高野寿陛

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 中林和江

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 森本勉

令和7年11月19日 北河内4市リサイクル施設組合議会
令和7年11月定例会付議事件結果一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	議席の指定	令和7年11月19日	指 定	
—	会期の決定	令和7年11月19日	決 定	会期1日間
議案第7号	監査委員の選任	令和7年11月19日	同 意	黒田 実
議案第8号	北河内4市リサイクル施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正	令和7年11月19日	原案可決	
議案第9号	令和7年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算(第1号)	令和7年11月19日	原案可決	
認定第1号	令和6年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定	令和7年11月19日	認 定	
—	一般質問	令和7年11月19日	許 可	堤 幸子